

件名：【メルマガ 11月号】日豪首脳テレビ会談、コロナ規制、ワクチン情報、在留届と「たびレジ」のお願い、DV被害でお悩みの方へ、AJBCC・ジェットロ共催ウェビナー、Japanaroo+開催決定、スポーツポスター展、日本映画祭他

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第204号（2021年11月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 総領事通信・総領事講演・総領事館公式 SNS
- 2 日豪首脳テレビ会談、日豪外相電話会談
- 3 新型コロナウイルス情報（コロナ規制、ワクチン関連情報、日本への入国手続き）
- 4 在留届と「たびレジ」に関するお願い
- 5 DV被害でお悩みの方へ～それ、DVではありませんか？～
- 6 AJBCC・ジェットロ共催循環型経済ウェビナー（11月10日）
- 7 Japanaroo+開催決定（12月3日～12月19日）
- 8 日本文化関連行事（スポーツポスター展、動画作品コンテスト、学生ショートフィルムコンテスト、日本映画祭）
- 9 J-Syd InstaLive（11月：生け花関係者）
- 10 日本語を使う子どもたちのための日本語教育（保護者・教師向けのウェビナー）
- 11 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集
- 12 休館日のお知らせ（2021年11月及び12月）

1 総領事通信・総領事講演・総領事館公式 SNS

（1）在シドニー総領事通信のご紹介

○第51回「日豪ビジネスと文化交流の相乗効果」（2021年11月1日掲載）

コロナ規制の緩和が今日から更に一歩進みました。日豪ビジネスでは、オンライン会合やウェビナーに加え、今月からは豪州内で各種の対面会合が再開し、来年には日豪間の往来も本格的に始まります。文化行事も、国際交流基金の日本スポーツポスター展が先日始まり、日本映画祭も今年は映画館で上映されます。当地でビジネスと文化交流の双方を支援していて感じるのは、この両者に相乗効果があることです。総領事館として、当地で日本と豪州、ビジネスと文化交流を結び付けることで、双方の新たな発展を後押ししていく考えです。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_51newsJ.pdf

○第 50 回「日豪両国を再開する」(2021 年 10 月 14 日掲載)

シドニーの 3 か月半のロックダウンがようやく終わり、今後段階的に規制が更に緩和される予定です。ロックダウンの期間中、NSW 州と日本の双方で新首相が就任しました。岸田総理就任翌日の 10 月 5 日には日豪首脳テレビ会談が早速行われ、当地でも、第 58 回日豪経済合同委員会会議(10 月 5 日)、NSW 州政府主催の西シドニー開発計画に関するアップデートイベント(10 月 8 日)がオンライン開催されました。また Japanaroo+の開催(12 月 3 日～19 日)も発表されました。日豪両国の再開に向けて、皆様と一緒に、今やるべきことに全力で取り組みたいと思います。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_50newsJ.pdf

(2) 在シドニー総領事の講演のご紹介

○行政の将来を考える会『日本とオーストラリア：相互に補完し世界をリードする』

紀谷総領事は 10 月 13 日に、行政の将来を考える会の第 167 回例会で、『日本とオーストラリア：相互に補完し世界をリードする』をテーマにオンラインで講演を行いました。①なぜ日本にとって豪州は大事なのか、②豪州はどういう国か、③日豪関係はどう発展してきたか、④今、日豪は何に取り組んでいるのか、⑤シドニーからできることは何かについて、簡潔に説明したものです。講演資料は以下をご参照ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/files/100253896.pdf>

○栄光学園 OB ゼミ『世界に貢献する強い日本をつくる：今、ここから何ができるかー』

紀谷総領事は 10 月 27 日に、栄光学園の OB ゼミと放課後ゼミで、『世界に貢献する強い日本をつくる：今、ここから何ができるかー』をテーマにオンラインで講義を行いました。次の世代を担う日本の中高校生に向けて、①自分を知り、自分で決めることがなぜ大切か、②私は何をしてきたか(外務省での仕事)、③私は何を学んだか(世界の課題を解決する方法)、④皆さんにはどのような可能性があるのかについて、外務省での経験を踏まえてのメッセージを伝えたものです。講演資料は以下をご参照ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/files/100253895.pdf>

(3) 総領事館公式 SNS：日本関連行事、新型コロナウイルス最新情報更新中

総領事館の行事や日本関連の行事、日本の文化情報の他、新型コロナウイルスに関する最新情報も発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

(紀谷総領事公式 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(総領事館公式 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

(総領事館公式 Instagram)

<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

2 日豪首脳テレビ会談、日豪外相電話会談

(1) 日豪首脳テレビ会談

10月5日、岸田総理は、モリソン首相とテレビ会談を行いました。モリソン首相から、内閣総理大臣就任についての祝意が述べられ、両首脳は、両国間の「特別な戦略的パートナーシップ」を一層発展させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために連携していくことで一致しました。両首脳は、今後の日豪関係について、(1) 安全保障・防衛分野と経済分野の協力を更に深めていくこと、(2) インド太平洋地域の平和と繁栄に貢献すべく、日米豪印を含め同盟国・同志国との連携を更に深めていくこと、(3) 気候変動等のグローバルな課題について協力していくことを確認しました。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page3_003131.html

(2) 日豪外相電話会談

10月14日、茂木外務大臣は、ペイン外務大臣と電話会談を行いました。ペイン外務大臣から、再任の祝意が表明され、茂木外務大臣からは、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、ペイン外務大臣と緊密に連携したいと述べました。両大臣は、地域の平和と安定のため、米国を含む同盟国・同志国間の結束を維持・強化することが肝要であり、日豪間で緊密に連携していくことを確認しました。また、両大臣は、ミャンマー情勢についても意見交換を行い、引き続き連携していくことで一致しました。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000605.html

3 新型コロナウイルス関連情報（コロナ規制、ワクチン関連情報、日本への入国手続き）

(1) コロナ規制

コロナ規制やワクチン情報等について、当館の領事メール、当館や州政府のウェブサイトですべて最新情報をご確認いただきますようお願いいたします。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(2) ワクチン関連情報（NSW州及び北部準州在住者用）

NSW州政府及びNT政府は、新型コロナウイルス・ワクチンの接種完了者を、生活や移動等の面で優遇していく方針を明らかにし、それぞれの州の在住者に対しワクチンの早期接種を強く推奨しています。

当館ウェブサイトに、NSW州及びNT在住者の皆様のために、新型コロナウイルス・ワクチン関連情報（最新情報入手先、ワクチン接種対象者、ワクチンの種類、接種場所と予約方法、日本国内で発行されたワクチン接種証明書を豪州国内の接種証明システムに反映させる方法、本邦での一時帰国者向けワクチン接種事業、参考情報）を整理して掲載しています。

のでご活用ください。

[https://www.sydney.au.emb-](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210924covid_vac.pdf)

[japan.go.jp/document/japanese/consul/20210924covid_vac.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210924covid_vac.pdf)

※予防接種に関する判断に際しては、上記リンク先に掲載した政府当局のウェブサイトなどを参照し、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただくとともに、最新情報をご確認ください。

（３）日本への入国手続き

本邦入国に必要となる出国前の COVID-19 検査証明に関し、出国時の搭乗手続きや本邦入国時の検疫で、検査証明の有効性をめぐるトラブルや混乱等が確認されていることから、検査証明の確認が一層厳格化されております。無用な混乱を避けるためにも、厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得するようお願いいたします。また、入国時には誓約書の提出やスマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用等が求められます。詳しくは以下のページをご覧ください。

（水際対策に係る新たな措置について／厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（検査証明の提示及び誓約書について）

※豪国内で検査証明が取得可能な検査機関の情報も掲載しています。

https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/pctestjapanese.html

（スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

（質問票の提出について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

４ 在留届と「たびレジ」に関するお願い

外国に３か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に在留届を提出することが日本の法律（旅券法）で義務付けられています。

大規模な災害が発生した場合など、当館では、オーストラリアの関係当局に連絡を取って邦人の被害について確認をする一方、在留届を確認して該当地域にお住まいの方に、直接ご連絡を差し上げ安否を確認することがあります。在留届は、このような災害時の安否確認のためにも使用しますので、届出内容に変更（住所や同居家族の変更等）が生じた場合には変更届を、帰国の際には帰国届をご提出いただくようお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、３か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下の URL よりご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

5 DV被害でお悩みの方へ～それ、DVではありませんか？～

(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）って何？

新型コロナウイルス流行以降、豪州でもDV（ドメスティック・バイオレンス）被害が増加しているとの統計がありますが、専門家によると、潜在的なDV被害が多く、統計の数字以上にDVは深刻化しているとのこと。専門家はこの原因として、「パートナー等からの仕返しを恐れて被害申告をためらっているケース」のほか、「そもそも自分がDV被害に遭っていると気づいていないケース」もあると指摘しています。

あなたはDV被害に遭っていませんか？DVは殴る蹴るなどの身体的な暴行に限られません。例えば以下の場合もDVに当たります。

- 対象～暴行は被害者に直接向けられるものに限らず、被害者の所持品を破壊したり、ペットを虐待したりするものも含む。
- 行為～「何もできないくせに」等、人格を否定するなどの精神的暴力、十分な生活費を渡さないなどの経済的暴力、友人とのつきあいや外出を制限するなどの社会的暴力なども含む。

DVの定義や形態について、以下のリンクをご参照の上、自分に当てはまるものがないかご確認ください。

(DVの定義（日本語）：QLD州のDV被害者支援団体MWESSのHPより)

<http://www.iwss.org.au/wp-content/uploads/2014/11/Japanese-WhatIsDV.pdf>

(DVの形態（日本語）：同上)

<http://www.iwss.org.au/wp-content/uploads/2013/12/PC-Japanese.pdf>

(2) DV被害を受けたらどうすればいいの？

もしDV被害を受けている（又はそのおそれがある）と感じた場合は、直ちに以下に相談（通報）してください。

- 緊急の場合～「000」番（NSW州警察）
- それ以外の場合～「1800-656-463」番（NSW州政府ドメスティック・バイオレンス・ホットライン、毎日24時間対応、無料、DVサポートサービスには守秘義務があるので、本人の許可無しに相談内容が外部に漏れることはありません。）

<https://www.facs.nsw.gov.au/domestic-violence/helpline>

- 通訳が必要な場合～「131-450」番（3者通話サービス、無料）

(3) DVを受けているあなたへのメッセージ

○あなたを虐待する権利は誰にもありません。問題は虐待行為をする人自身にあります。誰にでも安心して暮らす権利があります。

○「私にも責任がある」、「私さえ我慢すれば」と思わないでください。「通報したら、余計にDVがエスカレートするのでは？」と一人で悩まないでください。通報をためらった結果、命を落とされた方もおられます。だまっていて解決することは決してありません！

6 AJBCC・ジェトロ共催循環型経済ウェビナー

豪日経済委員会（AJBCC）とジェトロは共催でウェビナー「廃棄物からの価値創造－日豪サーキュラーエコノミー（循環型経済）のビジネス機会－」を開催します。本ウェビナーでは、日豪間でサーキュラーエコノミー関連産業の成長を促進するためにどのように協力できるかについての議論を行います。また、テーマの重要性に鑑み、オーストラリア連邦政府からスッサン・リー環境大臣も登壇され、日豪間協力への期待についてお話を伺います。

【日時】11月10日（水）17:00～18:30

【講演言語】英語

【参加費】無料

【申込方法・詳細情報】以下のリンク先をご覧ください。

https://www5.jetro.go.jp/newsletter/syd/2021/Value_from_Waste.pdf

【主催】豪日経済委員会（AJBCC）、日本貿易振興機構（JETRO）シドニー事務所

【協力】Real Assets Advisory and Finance、在シドニー日本国総領事館

7 Japanaroo+開催決定（12月3日～12月19日）

（1）Japanaroo+開催の発表

○オンラインで行われた Japanaroo2021 は大盛況に終わりましたが、コロナウイルス規制の緩和に伴い延期されていた対面行事を中心に、Japanaroo+を12月3日（金）～12月19日（金）開催することとなりました。10月5日に、“EXPERIENCE JAPAN AT YOUR DOORSTEP AFTER LOCKDOWN!”と題して以下の報道発表を行いました。

<https://japanaroo.com/release20211005>

○多数の日豪関係団体・企業が参画する予定です。最新情報は以下をご参照ください。

（ウェブサイト）

<https://japanaroo.com/>

（Facebook）

<https://www.facebook.com/Japanaroo>

（Instagram）

<https://www.instagram.com/japanaroo/>

○紀谷総領事は10月19日、ワシントンDC開発フォーラム・メールマガジンに、「Japanaroo」と題して寄稿を行いました。Japanaroo開催の経緯と意義を説明したものです。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/files/100252923.pdf>

(2) JAPANAROO FESTIVE SEASON CONCERT (12月17日)

Japanaroo+の一環として、以下の行事を開催します。当館も後援しています。

【日時】12月17日(金) 19:00～21:30

【会場】Sydney Town Hall - Centennial Hall (483 George St, Sydney NSW 2000)

【内容】日豪の著名伝統芸能アーティスト達が競演するガラコンサート

【参加費】有料 (www.eventbrite.com.au/e/170497992084)

*収益の一部は、パラリンピックオーストラリアと World Scholarship Organization に寄付されます。

【主催】WSO / J Culture Sydney (問い合わせ: info@jculturesydney.com)

【後援】在シドニー日本国総領事館、国際交流基金シドニー文化センター、日本政府観光局シドニー事務所

【協賛】豪州日本製鉄、三菱重工豪州空調、三菱オーストラリア

(3) チャッツウッド日本祭り (12月18日)

シドニー日本クラブでは、2015年から毎年、チャッツウッドで日本祭りを開催してきました。昨年は残念ながらコロナ禍のため中止を余儀なくされましたが、文化交流イベントとしてシドニー北部地域で最大規模のイベントであり、今年は日本政府の助成事業かつ Japanaroo+の一環として開催することが決定しました。イベント運営のボランティアをご希望の方は、JCS事務局までお申し込みください。

【日時】12月18日(土) 11:00～18:00

【会場】Chatswood Mall & The Concourse Lower Podium, Victoria Avenue, Chatswood

【主催】シドニー日本クラブ (問い合わせ: jcs@japanclubofsydney.org)

※コロナ感染拡大防止規制によりイベントの中止もあり得ます。また、出店・出演枠に限りがあるため、日本食、日本文化紹介、日本観光、日本語教育など、日本に関係する出店内容を最優先させていただきますので、ご希望に添えない場合があることをご了承下さい。

8 日本文化関連行事 (スポーツポスター展、動画作品コンテスト、学生ショートフィルムコンテスト、日本映画祭)

(1) 展覧会『Sense of Movement: Japanese Graphic Design』

国際交流基金シドニー日本文化センターのギャラリーで、スポーツをテーマにした日本のポスター展が開催されています。現役で活躍中の若手からグラフィックデザイン黎明期を牽引した巨匠まで6名のグラフィックデザイナーによる厳選された24点のポスターが紹介されています。

【日程】10月22日(金)～2021年1月22日(土)

【会場】 The Japan Foundation Gallery

【料金】 無料

【主催】 国際交流基金シドニー、DNP 文化振興財団

<https://jpf.org.au/events/a-sense-of-movement-japanese-sports-posters/>

(2) 動画作品オンライン・コンテスト『Japan in a Minute』

国際交流基金が募集した動画作品オンライン・コンテスト『Japan in a Minute』の投稿ビデオ 87 本を以下のページから見るができます。上位入賞者は 11 月上旬に発表予定です。全豪から応募のあった様々なテーマのビデオを見て、色々な日本を発見してください。

<https://jpf.org.au/japaninaminute/>

(3) 学生ショートフィルムコンテスト『ビデオまつり』

国際交流基金シドニー日本文化センターでは、オーストラリア・ニュージーランドの小中高大学生を対象としたショートフィルムコンテスト『ビデオまつり』を実施しています。入賞作品は 11 月 16 日（火）にセンターサイトにて発表・視聴可能になります。

<https://jpf.org.au/language/for-learners/contests/video-matsuri/>

(4) 第 25 回オーストラリア日本映画祭

日本映画祭が、2 年ぶりに映画館にて開催されます。シドニーでは以下のとおり、パレスシネマズにおいて、日本映画最新作 23 作品および寺山修司監督特集が上映されます。

【日程】 11 月 25 日（木）～12 月 5 日（日）

【会場】 Palace Cinemas Norton Street, Verona, Centra, Chauvel

【料金】 最新作：有料、寺山特集：無料

※チケットは下記ウェブサイトからご購入・ご予約下さい。

<https://japanesefilmfestival.net/>

※11 月 15 日（月）～21 日（日）の 1 週間のみ、5 本の映画（ダンスウィズミー、ごん、五島のトラさん、アイネクライネナハトムジーク、舟を編む）が無料でオンライン上映されます。豪州全域でどなたでも鑑賞できます。

<https://japanesefilmfestival.net/films-schedule/?city=online>

9 J-Syd InstaLive (11 月：生け花関係者)

当館公式インスタグラムにて、インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』（英語）を配信しています。原則、毎月ゲストを招いて日本やオーストラリアにおける日本文化についてお話を伺い、ライブ配信を行っています。11 月には当地生け花関係者をお招きし、当地での生け花関連の諸活動や生け花を通じた日豪交流につきお話を伺う予定です。『J-Syd InstaLive』ページはこちらです。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr-en/culture_instalive.html

1 0 日本語を使う子どもたちのための日本語教育（保護者・教師向けのウェビナー）

国際交流基金では、NSW 大学と共催にて、日本語を使う子どもたちのための日本語教育をテーマに、保護者や教師を対象としたオンラインセミナー（ウェビナー）シリーズを実施しています。

○シリーズ第7回「わたし語ポートフォリオの使い方を考えよう-複言語キッズのことばを育てるために-」

【講師】松尾馨氏（ドイツ「デュースブルク日本語学校でんでんむし」代表）

【日時】12月4日（土）15：00～17：00 ADST

【料金】無料 ※事前申し込み必須

【申し込み】下記のウェブページより11月4日～11月24日の期間に申し込んでください。

<https://jpf.org.au/japanese-as-community-language/>

シリーズ既実施分も上記のウェブページからビデオ・オン・デマンド（VOD）にて視聴可能です。

1 1 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集

当館管轄地域にある以下の学校では、日本語教師を募集しています。日本語補習授業校・日本語学校は、当地の日本人の子どもたちの日本語教育に大きく貢献されていますが、新型コロナウイルスの影響で多くの日本人の短期滞在者が帰国し、日本人のオーストラリアへの入国が困難になっている中、日本語教師がなかなか見つからないとのこと。ご関心のある方は、以下の学校のリンクをご参照の上、各学校に直接ご連絡・ご応募ください。

○JCS 日本語学校シティ校

<https://cityschool.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○JCS 日本語学校エッジクリフ校

<https://life.nichigopress.jp/syd/work/?mode=post&ids=138124>

○フォレスト日本語学校

<https://www.forestjapaneseschool.org.au/single-post/2016/06/13/%E6%95%99%E5%93%A1%E3%83%BB%E3%83%9C%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%A2%E5%8B%9F%E9%9B%86>

○NSW 日本語補習校

<https://www.nswjapaneseschool.org/career>

○ベイサイド日本語学校

<https://baysidejapanese.wixsite.com/mysite/post/%E3%83%99%E3%82%A4%E3%82%B5%E3%82%A4%E3%83%89%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%82%2022%E5%B9%B4>

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

1 2 休館日のお知らせ（2021 年 11 月及び 12 月）

土日及び以下の日は休館いたします。

○11 月 3 日（水）文化の日

○11 月 23 日（火）勤労感謝の日

○12 月 27 日（月）クリスマス・デーの振替（豪州の休日）

○12 月 28 日（火）ボクシング・デーの振替（豪州の休日）

○12 月 29 日（水）年末休暇

○12 月 30 日（木）年末休暇

○12 月 31 日（金）年末休暇

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html